

令和4年度地域包括支援センター事業運営評価(国指標)

No	国の項番	評価項目	評価指標
1 組織運営体制等			
(1) 組織運営体制			
国 1	Q11	市町村が定める運営方針の内容に沿って、センターの事業計画を策定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の運営について、4月末日までに示された運営方針が対象 紙面等で策定されている場合に指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 2	Q11-1	事業計画の策定に当たって、市町村と協議し、市町村から受けた指摘がある場合、これを反映しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の事業計画を策定した際の検討実績が対象 協議の方法等は問わない。 協議の記録(協議内容に関する協議メモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 3	Q12	市町村の支援・指導の内容により、逐次、センターの業務改善が図られているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の対応実績を対象 市町村からの支援・指導のあった都度、センターの業務改善が図られている場合、指標の内容を満たすものとする。
国 4	Q13	市町村が設置する定期的な連絡会合に、毎回、出席しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 原則的に毎回出席していれば、出席を予定していた連絡会合に、虐待対応など緊急対応のため出席できないことがあった場合も、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 5	Q14	市町村から、担当圏域の現状やニーズの把握に必要な情報の提供を受けているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 次の7つの情報のうち、3つ以上提供している、または提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 (①担当圏域の高齢者人口②担当圏域の高齢者のみの世帯数③介護予防・日常生活圏域ニーズ調査等の各種住民アンケート結果④要介護等認定者数やサービス利用状況等の介護保険に係る情報⑤民生委員や地域のサロン運営者等地域の関係団体情報⑥地域の社会資源に関する情報⑦その他ニーズ把握に必要な情報) データ、書面、システム等で提供している・提供されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 6	Q15	把握した担当圏域の現状やニーズに基づき、センターの取組における重点項目を設定しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 重点業務を定めた検討の記録(検討に関する会議のメモ等)が残されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 7	Q16	3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)について、必要数を配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月末時点の状況が対象 3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)が配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 ただし、介護保険法施行規則第140条の66第1号ロの基準が適用される場合は、それに基づく配置数を満たしている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。また、3職種(それぞれの職種の準ずる者は含まない)を必要数配置した上で、必要数をこえる人員として、それぞれの職種の準ずる者を配置している場合は、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 8	Q17	市町村から、年度当初までに、センター職員を対象とした研修計画が示されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月末までに示された、当該年度内の研修計画が対象。 主催者、研修内容・時間数は問わない。 令和3年度の4月末までにセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 9	Q18	センターに在籍する全ての職員に対して、センターまたは受託法人が、職場での仕事を離れての研修(Off-JT)を実施しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 主催者、研修内容・時間数は問わない。
国 10	Q19	夜間・早朝の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。

No	国の項番	評価項目	評価指標
国 11	Q20	平日以外の窓口(連絡先)を設置し、窓口を住民にパンフレットやホームページ等で周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 窓口の設置のほか、緊急連絡先の設定等でも「窓口(連絡先)の設置」とみなす。例えば、携帯電話等へ電話転送を行っている場合についても、「窓口(連絡先)の設置」とみなす。
国 12	Q21	パンフレットの配布など、センターの周知を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 少なくともパンフレットの配布により周知を行っている場合に、評価の内容を満たしているものとして取り扱う。
(2) 個人情報の管理			
国 13	Q22	個人情報保護に関する市町村の取扱方針に従って、センターが個人情報保護マニュアル(個人情報保護方針)を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 14	Q23	個人情報が漏えいした場合の対応など、市町村から指示のあった個人情報保護のための対応を、各職員へ周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 15	Q24	個人情報保護に関する責任者(常勤)を配置しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 常勤で配置されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、専従・兼務の別は問わない。
国 16	Q25	個人情報の持出・開示時は、管理簿への記載と確認を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 持出や開示に備え、個人情報の取扱について整理のうえデータまたは書面を整備し、持出・開示時に適正に処理されている場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(3) 利用者満足の向上			
国 17	Q26	市町村の方針に沿って、苦情対応体制を整備し、苦情内容や苦情への対応策について記録しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 体制を整備し、苦情内容等がデータまたは紙面で記録されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 18	Q27	センターが受けた介護サービスに関する相談について、市町村に対して報告や協議を行う仕組みが設けられているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 報告の仕組みや会議の開催の仕組み等を導入している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。 介護サービスに関する相談には、介護に関する幅広い相談や苦情も含む。
国 19	Q28	相談者のプライバシー確保に関する市町村の方針に沿い、プライバシーが確保される環境を整備しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象
2 個別業務			
(1) 総合相談支援			
国 20	Q29	地域における関係機関・関係者のネットワークについて、構成員・連絡先・特性等に関する情報をマップまたはリストで管理しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 地域における関係機関・関係者のネットワークとは、介護サービス事業者、医療機関、民生委員、高齢者の日常生活支援に関する活動に携わるボランティア等、地域における様々な関係機関・関係者のネットワークのことを指す。 介護サービス事業者・医療機関・民生委員いずれの情報もデータまたは紙面で管理し、逐次見直しを行っている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 21	Q30	相談事例の終結条件を、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 相談事例の終結条件とは、「相談者の主訴が解決し、主訴以外の困難な問題がない場合」「センター以外の適切な機関に繋げ、適切な引き継ぎが確認された場合」「後見人が選任された場合」「虐待の解消及び再燃リスクが消失した場合」等、受けた相談事例の進捗管理を行うために、市町村とセンターが共通の条件を定めること。 相談事例の終結条件を定め、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 22	Q31	相談事例の分類方法を、市町村と共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 相談内容の類型化、経年分析等、整理手法は問わない。 データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

No	国の項番	評価項目	評価指標
国 23	Q32	1年間の相談件数を市町村に報告しているか。	・令和4年度の実績が対象
国 24	Q33	相談事例解決のために、市町村への支援を要請し、その要請に対し市町村からの支援があったか。	・令和4年度の実績が対象 ・市町村とセンターが対応困難な相談事例等への対処について、日頃から連携体制を構築している、かつ対応実績があった場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 25	Q34	家族介護者からの相談について、相談件数や相談内容を記録等に残して取りまとめているか。	・令和4年度の実績が対象 ・介護離職防止の観点を含めた、家族介護者への相談対応の状況を評価するもの。 ・相談件数・相談内容の把握方法や取りまとめの方法については問わない。
(2) 権利擁護			
国 26	Q36	成年後見制度の市町村長申し立てに関する判断基準が、市町村から共有されているか。	・令和4年度の実績が対象 ・データまたは紙面で共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 27	Q38	高齢者虐待事例及び高齢者虐待を疑われる事例への対応の流れについて、市町村と共有しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・対応の流れを明確にするためにフローチャート形式で整理するなど、データまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 28	Q39	センターまたは市町村が開催する高齢者虐待防止に関する情報共有、議論及び報告等を行う会議において、高齢者虐待事例への対応策を検討しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・令和4年度に実績が無い場合、速やかに対応策が検討できる体制を整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 29	Q40	消費者被害に関し、センターが受けた相談内容について、消費生活に関する相談窓口または警察等と連携の上、対応しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・相談内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 30	Q41	消費者被害に関する情報を、民生委員・介護支援専門員・ホームヘルパー等へ情報提供する取組を行っているか。	・令和4年度の実績が対象 ・少なくとも民生委員に対し情報提供し、取組内容に関する記録がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援			
国 31	Q42	担当圏域における居宅介護支援事業所のデータを把握しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・把握した情報がデータまたは紙面で整備されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 32	Q43	介護支援専門員を対象にした研修会・事例検討会等の開催計画を策定し、年度当初に、指定居宅介護支援事業所に示しているか。	・令和4年度の計画について、4月末までの状況が対象 ・データまたは紙面で提供している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 33	Q44	介護支援専門員に対するアンケート・意見収集等についての市町村からの情報提供や、市町村による研修会の内容等を踏まえ、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づく事例検討会や、個別事例を検討する地域ケア会議等を開催しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・センターが、事例検討会や個別事例を検討する地域ケア会議等を、地域の介護支援専門員のニーズや課題に基づき開催しており、その開催経過をデータまたは紙面で整備している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 34	Q45	担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づいて、多様な関係機関・関係者(例:医療機関や地域における様々な社会資源など)との意見交換の場を設けているか。	・令和4年度の実績が対象 ・担当圏域の介護支援専門員のニーズに基づくものであれば主催は問わない。 ・ただし、地域ケア会議は含まない。
国 35	Q46	介護支援専門員が円滑に業務を行うことができるよう、地域住民に対して介護予防・自立支援に関する意識の共有を図るための出前講座等を開催しているか。	・令和4年度の実績が対象
国 36	Q47	介護支援専門員から受けた相談事例の内容を整理・分類した上で、経年的に件数を把握しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・相談内容の「整理・分類」と「経年的件数把握」を行っている場合(市町村においては全センターで行っている場合)に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。なお、経年的とは概ね3年程度とする。

No	国の項番	評価項目	評価指標
(4) 地域ケア会議			
国 37	Q48	地域ケア会議が発揮すべき機能、構成員、スケジュール等を盛り込んだ開催計画が市町村から示されているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月末時点の状況が対象 ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、その開催計画が策定され、データまたは紙面にて市町村からセンターに示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。(会議の名称は「地域ケア個別会議」「地域ケア推進会議」に限らないが、設置要綱等において、介護保険法第115条の48が規定する地域ケア会議として位置づけられている必要がある。) ・地域ケア会議の5つの機能(①個別課題の解決②地域包括支援ネットワークの構築③地域課題の発見④地域づくり・資源開発⑤政策の形成)について、計画された会議ごとに、いずれの機能を持つかが明示されており、かつ5つの機能の全てが、市町村における会議の体系全体の中に盛り込まれている必要がある。 ・スケジュールについては、少なくとも開催頻度等の目安を明確化している必要がある。
国 38	Q49	センター主催の地域ケア会議の運営方針を、センター職員・会議参加者・地域の関係機関に対して周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年4月末時点の状況が対象 ・センター職員・会議参加者・地域の関係機関のいずれにもデータまたは紙面で周知している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 39	Q50	センター主催の地域ケア会議において、個別事例について検討しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象
国 40	Q51	センター主催の地域ケア会議において、個別ケースの課題分析を積み重ねることにより、地域課題に関して検討しているか	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象 ・個別ケースの積み重ねから共通する地域課題を発見する地域ケア会議について、センターの主催により実施した場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 41	Q52	センターの主催により、地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ医、地域課題を検討する地域ケア会議を開催しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象 ・地域づくり・資源開発もしくは政策の形成の機能を持つ地域ケア会議について、センターの主催により実施した場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 42	Q53	センター主催の地域ケア会議において、多職種と連携して、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行い、対応策を講じているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象 ・地域ケア会議として位置づけられているものが対象 ・多職種から受けた助言等を活かし対応策を講じることとし、対応策とは具体的には以下のものをいう(確認には見直しも含む) ・課題の明確化 ・長期・短期目標の確認 ・優先順位の確認 ・モニタリング方法の決定 ・支援や対応及び支援者や対応者の確認 等 ※2「多職種」には、民生委員や自治会の役員等、医療・福祉専門職以外を含む。 ※なお、自立支援・重度化防止等に資する観点から個別事例の検討を行う地域ケア会議の運営にあたっては、「介護予防活動普及展開事業 市町村向け手引き」(厚生労働省老健局老人保健課 平成29年3月)等を参照。
国 43	Q54	市町村から示された地域ケア会議における個人情報の取扱方針に基づき、センターが主催する地域ケア会議で対応しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象
国 44	Q55	センター主催の地域ケア会議において、議事録や検討事項をまとめ、参加者間で共有しているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象 ・議事録等をデータまたは紙面でまとめ、共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 45	Q56	地域ケア会議で検討した個別事例について、その後の変化等をモニタリングしているか。	<ul style="list-style-type: none"> ・令和4年度の実績が対象 ・モニタリングとは、地域ケア会議の結果を踏まえた実施状況の把握をいう。 ・会議においてモニタリングが必要とされた事例の全てにおいて実施している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

No	国の項番	評価項目	評価指標
国 46	Q57	センター主催の地域ケア会議における検討事項をまとめたものを、市町村に報告しているか。	・令和4年度の実績が対象 ・地域ケア個別会議及び地域ケア推進会議いずれについても、データまたは紙面で検討事項をまとめたものを共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。

No	国の項番	評価項目	評価指標
(5) 介護予防ケアマネジメント・指定介護予防支援			
国 47	Q58	自立支援・重度化防止等に資するケアマネジメントに関し、市町村から示された基本方針を、センター職員及び委託先の居宅介護支援事業所に周知しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月末時点の状況が対象 基本方針には、自立支援・重度化防止に資するケアマネジメントに関して、基本的な考え方、ケアマネジメントの類型、実施の手順、具体的なツール(興味・関心チェックシート等)及び多職種の視点(地域ケア会議等)の活用について全て記載され、共有されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 48	Q59	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援のケアプランにおいて、保険給付や介護予防・生活支援サービス事業以外の多様な地域の社会資源を位置づけたことがあるか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 ケアプラン作成において地域の社会資源を位置づけたことがある場合、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 49	Q60	利用者のセルフマネジメントを推進するため、市町村から示された支援の手法を活用しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 介護予防手帳に限らず利用者自身のセルフマネジメントに資する手法が市町村から提示され、それを活用している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 50	Q61	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託する際の事業所選定の公平性・中立性確保のための指針が市町村から示されているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月末時点の状況が対象 委託の有無にかかわらず、市町村の作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 51	Q62	介護予防ケアマネジメント・介護予防支援を委託した場合は、台帳への記録及び進行管理を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年4月末時点の状況が対象 委託実施していない場合は、市町村が作成した指針について、データまたは紙面で市町村から示されている場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
3 事業間連携(社会保障充実分事業)			
国 52	Q63	医療関係者と合同の事例検討会に参加しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
国 53	Q64	医療関係者と合同の講演会・勉強会等に参加しているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 在宅医療・介護連携推進事業による実施かは問わない。
国 54	Q65	在宅医療・介護連携推進事業における相談窓口に対し、相談を行っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象
国 55	Q66	認知症初期集中支援チームと訪問支援対象者に関する情報共有を図っているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 認知症初期集中支援事業の訪問支援対象者の情報(事例の経過や支援結果など)について、センターから認知症初期集中支援チーム員に情報提供した事例のほか、チーム員が直接得た情報についても、センターに情報提供され共有している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。
国 56	Q67	生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)・協議体と地域における高齢者のニーズや社会資源について協議をしているか。	<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度の実績が対象 生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)及び協議体いずれとも協議している場合に、指標の内容を満たしているものとして取り扱う。